

## 対面式セミセルフレジシステムの賃貸借及び保守等に関する業務仕様書

### 1 概 要

本仕様書は、県税・総務事務所の税収納窓口等 8 か所に設置する対面式セミセルフレジシステム（以下「セミセルフレジ」という。）の賃貸借及び保守等に関する業務の仕様について示したものである。

### 2 契約の期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日まで

### 3 基本仕様

#### (1) セミセルフレジの機能及び機器構成等

##### (ア) P O S

- ① ディスプレイは、職員側・納税者側双方に「税目」、「税額」の表示ができ、納税者側に表示される「精算 OK」等の表示をタッチ後に収納する形式とできること。
- ② テンキーは、タッチパネル方式でなく、ディスプレイから独立していて直置き式であること。
- ③ 精算機能
  - ・税目別の自動集計機能を有すること。
  - ・既設のプリンターに接続でき、県で定める複数の帳票印刷が可能であること。
  - ・開庁時間途中での仮精算機能を有すること。
- ④ 自動釣銭機の故障時は P O S 部分のみの運用が可能で、税目・収納金額の登録が可能であること。
- ⑤ 登載する O S は最新であるとともに、最低 5 年間の運用を想定していることから、O S のバージョンアップ等にも柔軟に対応できること。
- ⑥ 納付書等に表示する現行のバーコード（コンビニエンスストア等用）の読み取り機能を有し、手入力せずに税目、納付額の表示ができること。  
なお、バーコード利用に当たっては、別途予算を必要としないこと。

##### (イ) 自動釣銭機

- ① 最大収納容量は、紙幣は一万円紙幣 1 0 0 枚以上、5 千円紙幣 1 0 0 枚以上、千円紙幣 2 0 0 枚以上。  
硬貨は 5 0 0 円硬貨 1 0 0 枚以上、その他の硬貨 1 2 0 枚以上。  
（これらを下回る釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。）
- ② 紙幣は回収カセットにより回収できること。
- ③ 紙幣回収用のカセットは 2 個以上附属すること。
- ④ 紙幣投入方式は、納税者の利便性を考慮し、水平投入方式又は釣銭機上部からの投入方式であること。
- ⑤ 一括して投入できる紙幣の枚数は 2 0 枚以上であること。  
（これを下回る釣銭機の場合は、補完しうる提案があれば参考とする。）
- ⑥ 来客時の現金収納は複数の職員での対応が不要であること。
- ⑦ 釣り銭の取り忘れ防止に関する機能があること。

##### (ウ) 設置

- ① 設置に当たって別途予算を必要としないこと（コンセントの新設やLANケーブルの配線等が必要な場合や（ア）③のプリンターの機器更新があった場合の再設定等も含む。）。
- ② 原則として、既存のカウンター上に設置できること。
- ③ 各県税・総務事務所の窓口の幅員やカウンターの高さや形状、材質等が異なることから、やむを得ずカウンター上ではなく架台等を使用した設置を行う場合は、防犯上の措置や盗難防止等の措置が十分に講じられること。この場合、POSは事務所カウンター内に設置できること。
- ④ 事務所を実地に調査するとともに、職員からの希望を聴取し、それぞれの事情や職員からの要望に応えられる方法で設置が可能であること。
- ⑤ 地震時も含め、セミセルフレジの転倒・転落防止措置が十分に図られること。

（エ）カメラ

- ① 現金の入出金を録画できる記録用カメラが取付可能であること。
- ② 記録用カメラは個人の特定や金種の判別ができない解像度のものは不可。
- ③ 保存用ドライブは最低5日分を保存できる容量があること。

（２）マニュアルの策定等

操作方法等について定めたマニュアルを策定し、必要に応じて職員向け研修を実施すること。

（３）進捗管理

- ① 業務体制や導入までのスケジュール等を記載した計画書を作成すること。
- ② 本業務の実施のため、進捗管理、品質管理、課題調整等を行い、適宜県に報告すること。

（４）運用・保守体制

- ① 保守可能なサポート拠点が宮崎県内にあること。
- ② セミセルフレジの安定稼働について必要な年間の保守・運用管理を実施すること。
- ③ 故障した場合の対応（システムダウン時の復旧等をいう。以下同じ。）は、県からの連絡後、3時間以内（土日祝日を除く）に着手できること。
- ④ 故障対応時の目標復旧時間は、着手後24時間以内とする。

#### 4 瑕疵担保責任について

成果品について、仕様との不一致（以下「瑕疵」という。）が発見された場合、受注者は当該瑕疵を修正すること。

ただし、受注者は当該瑕疵を修正するのは、検査完了後、12か月以内に発注者から請求された場合に限るものとする。

#### 5 成果品

各県税・総務事務所に以下の成果品を、直ちに稼働可能な状態で設置・納入すること。

- （１）セミセルフレジ
- （２）録画用カメラ

- (3) 録画データ記録用ドライブ
- (4) レジ架台等（必要な場合のみ）
- (5) 操作マニュアル

## 6 その他

- (1) 本業務実施にあたっては、県と十分連携を図って行うこととする。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。